

山口県最低賃金の改正

今般、山口労働基準局長より次のとおり、山口県最低賃金が改正された旨、公示が行われました。

最低賃金法の規定にもとづき、産業別最低賃金の適用を受ける労働者を除き

現行 一日当り一、八四五円

改正 一日当り二、〇一五円

は改正決定され県内の全労働者に適用されるもので、本年十月二

雇用促進融資で!!

職場づくりは

雇用促進事業団では労働者の確保を柱とする職場づくりを援助するため事業主に対して労働者住宅福祉施設等の設置又は整備に必要な資金を長期、低利に融資しています。受付期限は昭和52年1月末日までとなっていますので申し込みはなるべく早目にお願ひします。申し込み手続き等詳細については最寄りの公共職業安定所又は山口県雇用保険課(TEL 08392・2・3111 内線三六〇)へお尋ねください。

婦人会の貸衣裳

について

婦人会が貸衣裳をもつていて、皆様の御要望にこたえていることは、よくご存知の所でございます。昨年度は新しく留袖と帯を新調

十四日より効力を発することになりました。

つきましては、各事業主は雇傭されている従業員等の賃金はこの最低賃金額を上回るよう必要な措置を講ぜられるようお願いいたします

なお、各産業別最低賃金につきましても、近く、順次改正される予定でありますので十分留意して下さい。

しておりますし、今年も更に留袖を二枚つくりました。又今迄のものはクリーニングに出し、重ねの白も新しくいたしました。需要期にそなえております。公民館に保管してありますので、御気兼ねなくお出かけ下さい。次におよその向と価格をあげておきますので、御希望の方は直接実物をごらん下さる様おすすしめします。

尚色々の御意見もおつしやつて下さると、又皆様のお役に立つことが出来て幸甚です。

- 二〇才〜三〇才前後 二枚
- 三〇才〜四〇才前後 二枚
- 四〇才〜五〇才前後 二枚
- 五〇才〜六〇才前後 二枚
- 六〇才以上 二枚
- (価格四、〇〇〇円〜一、〇〇〇円まで)
- 帯 二〇才代 三本
- 三〇才代 二本
- 四〇〜五〇才代 六本
- 六〇才以上 二本

善意

- (価格一、〇〇〇円〜五〇〇円まで)
- モーター 一着
- 小 一着
- (価格各々一、〇〇〇円)
- 夏物(一枚) 二、〇〇〇円
- 冬物(一枚) 一、〇〇〇円
- (小物も揃っています)
- 以上

- 一、香典返し寄付
- 下中小野 宮垣実夫 母 フキ死亡
- 津雲 白井リヨコ 夫 松治死亡
- 豊原 五島 勝 母 チヨ死亡
- 野波瀬 東野徳一 父 孫蔵死亡
- 野波瀬 高野与作 妻 イシ死亡
- 宗頭 末永信也 母 君子死亡
- 二、見舞返し寄付
- 浅田 大田定道
- 三、一般寄付
- 三隅盆親会 兼重 香
- およろこび
- 申し上げます
- 昭和51年9月28日から10月21日まで
- 東方 長尾有子 一 美
- 豊原 山中優宏 修 二
- 浅田 小林克徳 一郎

- 向山 山本寛子 修
- 野波瀬 白井振一郎 守夫
- 野波瀬 田村知巳 成治朗
- 平野 田中奈苗 栄治
- おくやみ
- 申し上げます
- 昭和51年9月27日から10月21日まで
- 明和苑 宮垣フキ 七四才
- 津雲 白井松治 六〇才
- 豊原 五嶋チヨ 七三才
- 野波瀬 東野孫蔵 七六才
- 二条窪 樋田シノ 六二才
- 野波瀬 高野イシ 八二才
- 宗頻 末永君子 六一才

精神薄弱者援護 更生巡回相談

- 日時 昭和五十一年十一月三十日 日十時半〜十四時
- 場所 長門市役所
- 日時 昭和五十一年十二月十四日 日十時半〜十四時
- 場所 油谷町中央公民館
- 対象者 精神薄弱者または、その疑いのあるもの。
- 相談内容 精神薄弱者更生援護施設

冬期の役場執務 時間の変更

来る十一月一日から翌年二月末までの執務時間を平日は午前八時三十分から午後四時三十分までとし土曜日については午前八時三十分から午後〇時十五分までとします。お間違ひのないようにご留意ください。

11月行事予定

- 上旬 定例農業委員会
- 中旬 土地改良区総代会
- 下旬 町職員同和研修会
- 中旬 上中小野健康相談日
- 15日 部落検便回収日
- 18日 乳児検診
- 19日 成人病教室
- 10〜12月 インフルエンザ
- 24〜26日 消防団幹部訓練
- 26日〜12月2日 秋季火災予防運動
- 9日 少年少女交通安全会議
- 下旬 狩猟者講習会(山口)
- 8日 全国和牛能力共進会(人丸)